

香川県スポーツ施設管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和8年3月27日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第3号

香川県スポーツ施設管理運営規則の一部を改正する規則

香川県スポーツ施設管理運営規則（昭和39年香川県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後										改正前										
別表第1（第13条、第20条関係） 1 香川県立武道館使用料 (1) 競技場を利用する場合 ア 専用使用の場合										別表第1（第13条、第20条関係） 1 香川県立武道館使用料 (1) 競技場を利用する場合 ア 専用使用の場合										
利用区分		9.00 ～ 13.00		13.00 ～ 17.00		17.00 ～ 21.00		9.00 ～ 17.00		9.00 ～ 21.00		9.00～17.00 において分割 して利用する 場合1時間 につき		17.00～21.00 において分割 して利用する 場合1時間 につき		9.00前又は 21.00後にお いて利用する 場合1時間 につき				
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円		
アマチュア スポーツの 場合	入場料を徴 収する場合	8,410	9,490	11,940	15,670	26,650	3,310	4,410	4,410	アマチュア スポーツの 場合	入場料を徴 収する場合	7,650	8,630	10,860	14,250	24,230	3,010	4,010	4,010	
	入場料を徴 収しない場 合	2,790	3,150	3,970	5,210	8,870	1,080	1,460	1,460		入場料を徴 収しない場 合	2,540	2,870	3,610	4,740	8,070	990	1,330	1,330	
アマチュア スポーツ以 外の場合	入場料を徴 収する場合	33,720	38,010	47,830	62,760	106,610	13,250	17,680	17,680	アマチュア スポーツ以 外の場合	入場料を徴 収する場合	30,660	34,560	43,490	57,060	96,920	12,050	16,080	16,080	
	入場料を徴 収しない場 合	8,410	9,490	11,940	15,670	26,650	3,310	4,410	4,410		入場料を徴 収しない場 合	7,650	8,630	10,860	14,250	24,230	3,010	4,010	4,010	
イ 専用使用でない場合										イ 専用使用でない場合										
利用区分	団体使用	個人使用						個人使用												
		一般			生徒及び児童			一般			生徒及び児童									
単 位	10人につき1時 間当たり	1人につき1回	1人につき1月	1人につき3月	1人につき1回	1人につき1月	1人につき3月	1人につき1回	1人につき1月	1人につき3月	1人につき1回	1人につき1月	1人につき3月	1人につき1回	1人につき1月	1人につき3月	1人につき1回	1人につき1月	1人につき3月	
使用料の額	580円	90円	540円	1,350円	70円	420円	1,050円	530円	80円	490円	1,250円	60円	370円	930円	60円	370円	930円	60円	370円	930円

(2) 附属施設、附属設備又は器具を利用する場合

利用区分	研修室を会議等に利用する場合		放送設備	シャワー (温水)	柔剣弓道具
	研修室	空調設備			
単位	1時間	1時間	1式1回	1回1時間	1回
使用料の額	710円	110円	1,960円	850円	90円

2 香川県立総合水泳プール使用料

(1) 水泳プールを利用する場合

ア 専用使用の場合

(ア) 全面利用の場合

利用区分	時間		9.00～		9.00前又は		9.00～20.00 において左の 区分による単 位時間を超え たとき1時間 につき	9.00前又は 20.00後にお いて利用する 場合1時間に つき
			9.00 ～ 17.00	9.00 ～ 13.00	13.00 ～ 17.00	17.00 ～ 20.00		
50メ ートル プール	アマチュアスポーツの場 合	入場料を徴収する場合	88,250	44,120	48,530		13,160	13,160
		入場料を徴収しない場合						
		入場料を徴収する場合	44,120	22,060	24,260		6,570	6,570
		入場料を徴収しない場合					4,650	4,650
25メ ートル プール	7月1 日から 9月15 日まで	入場料を徴収する場合	264,800	132,390	145,600		39,540	39,540
		入場料を徴収しない場合						
		入場料を徴収する場合	41,510	20,750	22,820		18,650	6,190
		入場料を徴収しない場合					9,320	3,090
飛込 みプ ール	アマチュアスポーツ以外 の場合	入場料を徴収する場合	25,930	12,960	14,250		3,860	3,860
		入場料を徴収しない場合						
		入場料を徴収する場合	77,840	38,910	42,790		11,600	11,600
		入場料を徴収しない場合					3,860	3,860

(イ) コース利用の場合 (50メートルプール及び25メートルプール)

利用区分	単位	使用料の額
利用する者の数が 20人未満の場合	7月1日から 9月15日まで 1コースにつき1回 (2時間以内)	400円に利用する者(一般)の数を乗じて得た額と280円に利用する者(生徒及び児童)の数を乗じて得た額との合計額に600円を加えた額
	その他の期間	580円に利用する者(一般)の数を乗じて得た額と400円に利用する者(生徒及び児童)の数を乗じて得た額との合計額に600円を加えた額
利用する者の数が 20人以上の場合	7月1日から 9月15日まで 1コースにつき1回 (2時間以内)	320円に利用する者(一般)の数を乗じて得た額と220円に利用する者(生徒及び児童)の数を乗じて得た額との合計額に600円を加えた額
	その他の期間	460円に利用する者(一般)の数を乗じて得た額と320円に利用する者(生徒及び児童)の数を乗じて得た額との合計額に600円を加えた額

(2) 附属施設、附属設備又は器具を利用する場合

利用区分	研修室を会議等に利用する場合		放送設備	シャワー (温水)	柔剣弓道具
	研修室	空調設備			
単位	1時間	1時間	1式1回	1回1時間	1回
使用料の額	650円	100円	1,790円	780円	80円

2 香川県立総合水泳プール使用料

(1) 水泳プールを利用する場合

ア 専用使用の場合

(ア) 全面利用の場合

利用区分	時間		9.00～		9.00前又は		9.00～20.00 において左の 区分による単 位時間を超え たとき1時間 につき	9.00前又は 20.00後にお いて利用する 場合1時間に つき
			9.00 ～ 17.00	9.00 ～ 13.00	13.00 ～ 17.00	17.00 ～ 20.00		
50メ ートル プール	アマチュアスポーツの場 合	入場料を徴収する場合	80,230	40,110	44,120		11,970	11,970
		入場料を徴収しない場合						
		入場料を徴収する場合	40,110	20,050	22,060		5,980	5,980
		入場料を徴収しない場合					4,230	4,230
25メ ートル プール	7月1 日から 9月15 日まで	入場料を徴収する場合	240,730	120,360	132,370		35,950	35,950
		入場料を徴収しない場合						
		入場料を徴収する場合	37,740	18,870	20,750		16,960	5,630
		入場料を徴収しない場合					8,480	2,810
飛込 みプ ール	アマチュアスポーツ以外 の場合	入場料を徴収する場合	23,580	11,790	12,960		3,510	3,510
		入場料を徴収しない場合						
		入場料を徴収する場合	70,770	35,380	38,900		10,550	10,550
		入場料を徴収しない場合					3,510	3,510

(イ) コース利用の場合 (50メートルプール及び25メートルプール)

利用区分	単位	使用料の額
利用する者の数が 20人未満の場合	7月1日から 9月15日まで 1コースにつき1回 (2時間以内)	370円に利用する者(一般)の数を乗じて得た額と280円に利用する者(生徒及び児童)の数を乗じて得た額との合計額に550円を加えた額
	その他の期間	530円に利用する者(一般)の数を乗じて得た額と370円に利用する者(生徒及び児童)の数を乗じて得た額との合計額に550円を加えた額
利用する者の数が 20人以上の場合	7月1日から 9月15日まで 1コースにつき1回 (2時間以内)	290円に利用する者(一般)の数を乗じて得た額と200円に利用する者(生徒及び児童)の数を乗じて得た額との合計額に550円を加えた額
	その他の期間	420円に利用する者(一般)の数を乗じて得た額と290円に利用する者(生徒及び児童)の数を乗じて得た額との合計額に550円を加えた額

イ 専用使用でない場合

(ア) 個人使用の場合

a スポーツ施設個人使用券を購入して利用する場合

利用区分	単位	使用料の額
一般	7月1日から 9月15日まで	1人につき1回 円 <u>400</u>
	その他の期間	1人につき1回 <u>580</u>
生徒及び児童	7月1日から 9月15日まで	1人につき1回 <u>280</u>
	その他の期間	1人につき1回 <u>400</u>

b スポーツ施設個人使用回数券を購入して利用する場合

利用区分	単位	使用料の額
一般	11枚つづり	5,800円（7月1日から9月15日までの 期間のみ利用する場合は、4,000円）
生徒及び児童	11枚つづり	4,000円（7月1日から9月15日までの 期間のみ利用する場合は、2,800円）

c スポーツ施設個人使用継続券を購入して利用する場合

利用区分	単位	使用料の額
一般	1人につき10回	円 <u>3,480</u>
生徒及び児童	1人につき10回	<u>2,400</u>

(イ) 団体（20人以上）使用の場合

利用区分	単位	使用料の額
一般	7月1日から 9月15日まで	1人につき1回 円 <u>320</u>
	その他の期間	1人につき1回 <u>460</u>
生徒及び児童	7月1日から 9月15日まで	1人につき1回 <u>220</u>
	その他の期間	1人につき1回 <u>320</u>

イ 専用使用でない場合

(ア) 個人使用の場合

a スポーツ施設個人使用券を購入して利用する場合

利用区分	単位	使用料の額
一般	7月1日から 9月15日まで	1人につき1回 円 <u>370</u>
	その他の期間	1人につき1回 <u>530</u>
生徒及び児童	7月1日から 9月15日まで	1人につき1回 <u>260</u>
	その他の期間	1人につき1回 <u>370</u>

b スポーツ施設個人使用回数券を購入して利用する場合

利用区分	単位	使用料の額
一般	11枚つづり	5,430円（7月1日から9月15日までの 期間のみ利用する場合は、3,760円）
生徒及び児童	11枚つづり	3,760円（7月1日から9月15日までの 期間のみ利用する場合は、2,610円）

c スポーツ施設個人使用継続券を購入して利用する場合

利用区分	単位	使用料の額
一般	1人につき10回	円 <u>3,250</u>
生徒及び児童	1人につき10回	<u>2,260</u>

(イ) 団体（20人以上）使用の場合

利用区分	単位	使用料の額
一般	7月1日から 9月15日まで	1人につき1回 円 <u>290</u>
	その他の期間	1人につき1回 <u>420</u>
生徒及び児童	7月1日から 9月15日まで	1人につき1回 <u>200</u>
	その他の期間	1人につき1回 <u>290</u>

(2) トレーニングルームを利用する場合

ア 専用使用の場合

時間	9.00 ～ 17.00	9.00 ～ 13.00	13.00 ～ 17.00	17.00 ～ 20.00	9.00～ 20.00 におい て左の 区分に よる単 位時間 を超え たとき 1時間 につき	9.00前又 は20.00 後におい て利用す る場合1 時間につ き
使用料の額	16,970円	8,480円	9,330円	7,590円	2,530円	2,530円

イ 専用使用でない場合

(ア) スポーツ施設個人使用券又はスポーツ施設個人使用定期券を購入して利用する場合

利用区分	団体使用 (10人以上4時間以内)		個人使用					
	一般	生徒	一般			生徒		
単位	1人につき1回	1人につき1回	1人につき1回	1人につき1月	1人につき3月	1人につき1回	1人につき1月	1人につき3月
使用料の額	190円	略	240円	1,920円	4,800円	180円	1,280円	3,200円

(イ) スポーツ施設個人使用回数券を購入して利用する場合

利用区分	単位	使用料の額
一般	11枚つづり	円 2,400
生徒	11枚つづり	円 1,600

(3) 会議室又は記録室の冷暖房を利用する場合

利用区分	冷房使用料	暖房使用料
会議室	1時間につき 円 420	円 380
記録室	1時間につき 円 190	円 170

(2) トレーニングルームを利用する場合

ア スポーツ施設個人使用券又はスポーツ施設個人使用定期券を購入して利用する場合

利用区分	団体使用 (10人以上4時間以内)		個人使用					
	一般	生徒	一般			生徒		
単位	1人につき1回	1人につき1回	1人につき1回	1人につき1月	1人につき3月	1人につき1回	1人につき1月	1人につき3月
使用料の額	180円	略	220円	1,760円	4,400円	160円	1,280円	3,130円

イ スポーツ施設個人使用回数券を購入して利用する場合

利用区分	単位	使用料の額
一般	11枚つづり	円 2,200
生徒	11枚つづり	円 1,560

(3) 会議室又は記録室の冷暖房を利用する場合

利用区分	冷房使用料	暖房使用料
会議室	1時間につき 円 390	円 350
記録室	1時間につき 円 180	円 160

(4) 附属設備又は器具を利用する場合

利用区分	単 位	使用料の額
自動審判計時装置	1式1回(4時間以内)	円 <u>2,570</u>
	4時間を超えたとき 1時間につき	<u>630</u>
放送設備	1式1回(4時間以内)	<u>1,920</u>
	4時間を超えたとき 1時間につき	<u>470</u>
テ ン ト	1張り1回	<u>360</u>
コインロッカー	1回	<u>60</u>

(4) 附属設備又は器具を利用する場合

利用区分	単 位	使用料の額
自動審判計時装置	1式1回(4時間以内)	円 <u>2,340</u>
	4時間を超えたとき 1時間につき	<u>580</u>
放送設備	1式1回(4時間以内)	<u>1,750</u>
	4時間を超えたとき 1時間につき	<u>430</u>
テ ン ト	1張り1回	<u>330</u>
コインロッカー	1回	<u>50</u>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。